

# 国保からのお知らせ

## 国保と交通事故

### ○必ず国保に届け出を

交通事故などにあつたら、警察に届けると同時に、保健環境課国保医療係にも届け出（第三者行為による被害届）をしなければなりません。

### ○示談は慎重に

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を結んでしまうと、あとで国保の請求権が失われるような事態がおきることがあります。第三者から傷害をうけた場合は、示談を結ぶまえに必ず、国保へ届け出てください。

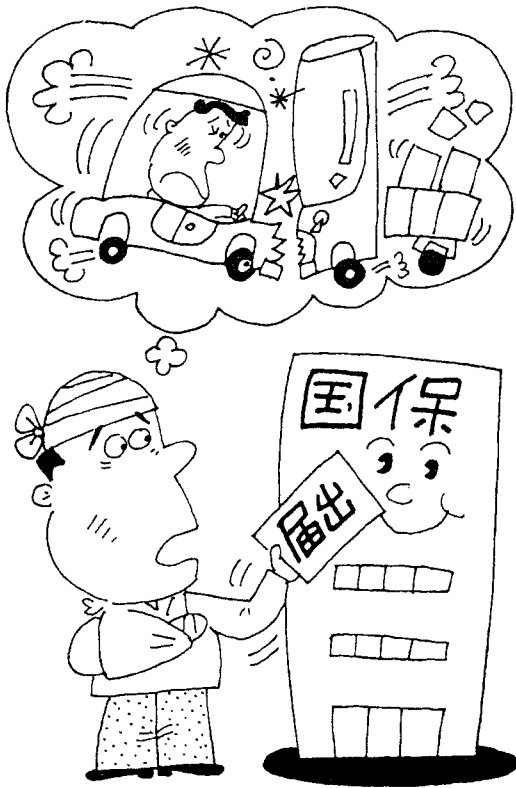
### ○医療費は加害者負担

交通事故などのように、第三者の行為によって障害をうけた場合、その医療費は、被害者に重大な過失のないかぎり、加害者が全額負担するのが原則となっています。

### ★交通事故に

#### あつたときの注意

①警察に届けると同時に国保担当にも届け出を（示談を結ぶ前にも）



## 大切な保険証手渡し！

国保の保険証は、今まで郵送でお届けしていましたが、一年間使用する大切な保険証ですので、平成三年四月からのものはすべて手渡しとなります。

その際には、今までの保険証と印鑑を必ず持参してください。なお学生・遠隔地の保険証をお持ちの方で、引き続き必要な方は、証

明書を併せてお持ちいただきます。

また、国民健康保険法の規定により、特別な理由もなく保険税を滞納しつづけている世帯には、保険証に代えて「資格証明書の交付」となりますので、ご注意ください。交付の時期・場所等詳細につきましては、三月の広報にてお知らせいたします。

### 受付



ません。これは、国保が加害者にあつて立て替えた分を返してもらつて、大切な資料となるものです。

②相手を確認：住所・氏名・免許証・車検証・車のナンバー・型色・名称など  
③目撃者へ協力をお願い：事故現場付近に住んでいる人や、通行している人で目撃者がいたら、証言などの協力をお願いしておきましょう。  
④自賠責保険の会社、記号、番号などを確認すると共に、任意保険の加入の有無を確認

### ●損害賠償請求権の代位取得

届け出により、国保で治療を行うようになると、国保から病院へ、治療費の七割または八割分を支払うこととなります。この七割または八割を後日、被害者にかわつて、国保が加害者へ請求することを代位取得といえます。

## 年々増加する医療費

人口構造の高齢化などに伴つて年々医療費が増加しています。特に、老人医療費は急速に増加しております。

日頃から健康づくりを心がけたり、定期的な検診で病気の早期発見・早期治療に努め、医療費を節約しましょう。

